

御坊市シティプロモーション動画制作等業務委託仕様書

1 業務名

御坊市シティプロモーション動画制作等業務委託

2 目的

本市が令和3年3月に策定した「第5次御坊市総合計画」、「第2期御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「本市の持つ多様な魅力を市内外に発信することにより、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、誰もが御坊に愛着や誇りを持てるまちづくり」を推進していくこととしている。その取組みとして、市民と協働し、「人」や「地域」のつながり、まちの魅力や本市の強みについて協議し、シビックプライド醸成やU・Iターン推進につながるようなシティプロモーション動画を制作する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4 納入場所

市指定場所

5 業務内容

シティプロモーション動画制作等業務一式

(1)業務概要

- ①制作する動画の企画については、業務目的に沿うように市と市民が協働して作成できる場を設けるとともに、その調整を行うこと。
効果的な人員、回数、実施方法など業務の進め方については、事業者が提案し、本市と協議を行うこと。
- ②①で作成した企画を基に構成及び台本（絵コンテを含む。）を作成すること。作成にあたっては、本市と協議すること。
- ③動画制作に必要となるスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等、撮影に必要な手続きの一切を行うこと。
- ④映像の加工・編集、音楽、音声、ナレーション及びテロップの付加などの編集を必要に応じて行うこと。
- ⑤本業務に使用する動画は、新たに撮影するものとし、既存の映像を使用する場合は、本市と協議すること。

(2)映像構成

- ①本市の魅力を短時間で伝えられるよう工夫された、訴求効果の高い動画作品を制作すること。

②多様な映像技術（ドローン空撮等）を活用し、本市の魅力を感じられる美しい映像や市民を出演させる等、本市の魅力を最大限に引き出す映像を撮影すること。

③本編（2分30秒以内）及びダイジェスト版（30秒以内）の最低2本を制作すること。

(3)動画仕様

①解像度はフルHD（1,920×1,080）とする。

②映像のアスペクト比は16：9とする。

6 成果品

制作した動画を成果品として、YouTube等インターネット配信できるデータ形式で納品すること。

DVD 本編・ダイジェスト版 各2枚

本編・ダイジェスト版をまとめたもの 1枚

7 その他

(1)契約金額には、企画作成に係る費用、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

(2)本業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

(3)成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市へ帰属するものとし、本市がこれらの成果品を無償で自由に複製及び二次利用できるものとする。

(4)成果品は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(5)受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損がないように注意すること。また、本市が提供する資料等を本業務の目的以外に利用し、また第三者に提供しないこと。履行期間終了後も同様とする。

(6)本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、十分留意すること。

(7)天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、本市と協議すること。

(8)本仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、本市と協議すること。